

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則 (平10.11.18)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員（特別会員にあっては、金融商品仲介業務（定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介に係る業務をいう。以下同じ。）を行う特別会員に限る。以下同じ。）が行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買及びその媒介等並びに協会員が媒介等を行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 上場株券等

国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、出資証券（優先出資証券を含む。）、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）、交換社債券、新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。）、新株予約権証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。）、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券及び外国株預託証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）をいう。

2 取引所外売買

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買（金商法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場での売買を除く。）をいう。

3 媒介等

媒介、取次ぎ又は代理をいう。

4 報告公表システム

取引所外売買の報告及び当該取引所外売買に係る売買価格等の公表等を行うための本協会が管理運営するシステムをいう。

5 認可会員

上場株券等の私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 1 条第 4 項第 9 号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。）の認可を受けた会員をいう。

6 認可業務

私設取引システム運営業務の認可を受けた会員の行う当該私設取引システム運営業務をいう。

7 空売り

金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りをいう。

8 信用取引

金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第1条第1項に規定する信用取引をいう。

9 参加会員

認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。

(法令等の遵守)

第3条 協会員は、取引所外売買又はその媒介等を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

(適用除外)

第4条 会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、金融商品取引所が定める1売買単位に満たない数量のものについては、この規則を適用しないものとする。

2 会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、次の各号に掲げる取引所外売買については、この規則を適用しないものとする。

- 1 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け
- 2 公開買付者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け
- 3 上場株券等の発行者である会社となる協会員が行う公開買付けによる自己株券の買付け
- 4 公開買付けによる上場株券等の買付けに応じた売付け

3 会員が行う取引所外売買又は協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引により成立するものについては、この規則を適用しないものとする。

4 協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、顧客から受託した上場株券等の売買に関し金商業等府令第118条第1号イからホまでに掲げる行為があった場合であって、当該行為に係る当該上場株券等の売買を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために、顧客の同意を得て顧客口座と事故処理のための口座との間で行うものについては、この規則を適用しないものとする。

第2章 取引所外売買の価格等

(売買価格等の確認及び記録の保存)

第5条 協会員は、取引所外売買を行うに当たっては、売買の価格又は金額が適当と認められるものであることを確認し、当該確認の記録を保存しなければならない。

第3章 売買の監理

(協会員による売買の禁止等)

第6条 上場株券等が上場されている取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が、当該上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合として当該上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、当該金融商品取引所により当該上場株券等の売買が再開されるまでの間（当該金融商品取引所が当該上場株券等の売買を停止した日の取引所取引時間（取引所金融商品市場における取引時間をいう。以下同じ。）内に売買を再開しない場合には、翌日（当該金融商品取引所が定める休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の取引開始時までの間）、当該上場株券等につき、会員においては当該会員が行う取引所外売買を成立させてはならず、協会

員においては当該協会が媒介等を行う取引所外売買を成立させてはならない。

(認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買を成立させないための管理態勢整備)

第 6 条の 2 協会員は、取引所外売買（認可会員の認可業務による取引所外売買を除く。以下この条において同じ。）又はその媒介等（認可会員の認可業務による取引所外売買の媒介等及び参加会員による認可会員の認可業務により執行される注文の認可会員への媒介等を除く。以下この条において同じ。）を行おうとする場合には、次の各号に掲げる情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。ただし、第 2 号及び第 3 号に掲げる情報については、取引所取引時間外に取引所外売買又はその媒介等による取引所外売買を行おうとする場合に限る。

- 1 第 6 条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報
 - 2 上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報
 - 3 第 6 条の 4 第 3 項に定める認可会員による上場株券等の売買の停止に関する情報のうち同条第 2 項第 2 号に掲げるもの
- 2 取引所取引時間外において前項第 2 号に掲げる情報を知った場合には、金融商品取引所による当該上場株券等の取引開始時までの間について、会員にあっては当該会員が行う当該上場株券等の取引所外売買の成立を停止する態勢を整備し、協会員にあっては当該協会が媒介等を行う当該上場株券等の取引所外売買の成立を停止する態勢を整備しなければならない。

(売買の停止等に係る適用除外)

第 6 条の 3 前 2 条の規定にかかわらず、会員が当該会員の海外関連会社（金商業等府令第 177 条第 6 項に定める関係会社である外国法人をいう。以下同じ。）との間で、当該会員又は当該海外関連会社とその顧客との間で行った上場株券等の売買に係るポジションを移管することを目的として行う当該上場株券等の取引所外売買については、これを行うことができる。

(認可業務における売買の停止等に係る態勢整備)

第 6 条の 4 認可会員は、認可業務を取り扱う時間内において、第 6 条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。

- 2 認可会員は、次の各号に掲げる場合において、認可業務による取引所外売買を直ちに停止するために必要な態勢を整備しなければならない。
 - 1 第 6 条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報を知った場合
 - 2 上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容が周知される必要があると認められる場合
 - 3 上場株券等の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないとして認められる場合
 - 4 認可業務に係る売買システムの稼働に支障が生じた場合で、上場株券等の売買に係る認可会員の施設に支障が生じた場合等において売買を継続して行わせることが困難であると認められる場合
 - 5 転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、必要があると認められる場合
- 3 認可会員は、前項に基づき認可業務による取引所外売買を停止する場合には、次に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、直ちに公表しなければならない。
 - 1 銘柄名
 - 2 銘柄コード

- 3 取引所外売買を停止する期間（売買停止日時及び売買再開日時をいい、売買再開日時が未定である場合はその旨）
 - 4 取引所外売買を停止する理由
 - 5 その他本協会が必要があると認める事項
- 4 認可会員は、第2項に基づき認可業務による取引所外売買を停止し、又は売買を再開した場合には、次の各号に掲げる事項を遅滞なく、本協会に報告しなければならない。
- 1 銘柄名
 - 2 銘柄コード
 - 3 取引所外売買を停止した期間（売買停止日時及び売買再開日時をいう。）
 - 4 取引所外売買を停止した理由
 - 5 その他本協会が必要があると認める事項

（本協会による売買の停止等）

第6条の5 本協会は、次の各号のいずれかに掲げる場合において、公益又は投資者保護のために必要かつ適当であると認めるときは、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。

- 1 上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合
 - 2 本協会が売買等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でないと認める場合
 - 3 その他本協会が必要であると認める場合
- 2 前項各号に掲げる場合の売買の停止は、本協会がその都度必要であると認める期間とする。
- 3 本協会が第1項の規定により取引所外売買を停止している間は、当該停止にかかる取引所外売買につき、会員においては当該会員が行う取引所外売買を成立させてはならず、協会員においては当該協会員が媒介等を行う取引所外売買を成立させてはならない。

（私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等）

- 第6条の6 認可会員は、私設取引システム（金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）において空売り（信用取引を除く。以下同じ。）を行う場合には、空売りに係る公正を害する売買等を排除する方法及び態勢を十分に確立し、当該方法及び態勢をその業務内容方法書（金商法第30条の3第2項に規定する業務の内容及び方法を記載した書類をいう。）に記載しなければならない。
- 2 認可会員は、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客（参加会員を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない。
 - 3 認可会員は、認可業務により信用取引を行ってはならない。また、参加会員は、信用取引となる顧客の注文を取り次いではならない。

第4章 報告及び公表等

第1節 認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買の報告及び公表等

（売買等の報告）

第7条 会員は、同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込

み（以下「申込み」という。）を行った場合（当該申込みを認可業務により行った場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。

- 1 銘柄名
 - 2 申込みに係る売り又は買いの別
 - 3 申込みに係る価格（細則で定める申込みに係る価格であって、買いに係る申込みにあつては当該銘柄中最も高いものを、売りに係る申込みにあつては当該銘柄中最も低いものをいう。以下同じ。）
 - 4 申込みに係る数量
 - 5 その他本協会が必要と認める事項
- 2 会員は、取引所売買が成立した場合（当該取引所売買が認可業務により成立した場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。

- 1 銘柄名
 - 2 売買価格（細則で定める売買価格をいう。以下同じ。）
 - 3 売買数量
 - 4 売買成立日時
 - 5 売り又は買いの別
 - 6 自己又は委託の別（会員が自己の計算により行った売買であるか、又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行った売買であるかの別をいう。）
 - 7 取引所売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所の名称及びその価格
 - 8 売買の相手方（売買の相手方が会員である場合は会員名、顧客である場合は顧客である旨）
 - 9 その他本協会が必要と認める事項
- 3 前2項に規定する報告は、以下の区分に基づき行わなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合には、遅滞なく本協会に報告するものとする。

- 1 営業日の午前8時10分から午後4時59分までに行った申込み及び成立した売買申込みを行ったとき又は売買が成立したときから5分以内
- 2 営業日の午後5時00分から午後11時59分までに成立した取引所売買及び休業日に成立した取引所売買の報告
翌営業日の午前8時10分から午前8時29分まで
- 3 営業日の午前0時00分から午前8時09分までに成立した取引所売買の報告
営業日の午前8時30分から午前9時00分まで

（売買等の報告の訂正又は取消し）

第8条 会員は、前条の規定に基づき行った申込みの報告及び売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムを通じて、速やかに報告しなければならない。

2 前条第2項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であつて、次の各号に掲げる訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムに代えて、所定の方法により報告しなければならない。

- 1 営業日の午前8時10分から午後4時59分までに成立した売買の訂正又は取消しを、同日の午後5時05分以降に報告する場合
- 2 営業日の午後5時00分から午後11時59分までに成立した売買及び休業日に成立した売買の報告の訂正及び取消しを、翌営業日の午前8時30分以降に報告する場合
- 3 営業日の午前0時00分から午前8時09分までに成立した売買の報告の訂正又は取消しを、同日の午前9

時01分以降に報告する場合

(売買価格等の公表等)

第 9 条 本協会は、会員から第 7 条第 1 項の報告又は前条第 1 項に規定する報告のうち申込みに係るものを受けた場合には、次の各号に掲げる事項を、直ちに会員に通知するとともに、公表する。

- 1 銘柄名
- 2 申込みに係る売り又は買いの別
- 3 申込みに係る価格
- 4 申込みに係る数量
- 5 申込みの時刻
- 6 その他本協会が必要と認める事項

2 本協会は、会員から第 7 条第 2 項の報告、前条第 1 項に規定する報告のうち売買に係るもの又は前条第 2 項の報告を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を、速やかに会員に通知するとともに、公表する。ただし、当該報告が、売買代金が50億円以上となる一の銘柄の取引所外売買に関する注文（会員において売付注文と買付注文を店内対当させたものを除く。）に係るものである場合には、細則で定める日時に会員へ通知するとともに、公表する。

- 1 銘柄名
- 2 売買価格
- 3 売買数量
- 4 売買成立日時
- 5 その他本協会が必要と認める事項

3 本協会は、第 7 条第 1 項の報告及び前条に規定する報告のうち申込みに係るものに基づき、上場株券等の銘柄別の申込みに係る価格及び数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。

4 本協会は、第 7 条第 2 項の報告及び前条に規定する報告のうち売買に係るものに基づき、上場株券等の種類毎の売買数量、銘柄別の売買価格及び売買数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。

第 2 節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表等

(申込みの報告)

第 10 条 認可会員は、認可業務により申込みを行った場合には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。

- 1 銘柄名
- 2 申込みに係る売り又は買いの別
- 3 申込みに係る価格のうち、次に掲げるもの
 - イ 買いに係る申込みにあつては、当該申込みを行った日における当該銘柄中最も高いもの
 - ロ 売りに係る申込みにあつては、当該申込みを行った日における当該銘柄中最も低いもの
- 4 前号イ又はロの申込みに係る数量
- 5 その他本協会が必要と認める事項

2 前項の報告は、申込みを行った日の翌営業日の午前 8 時 30 分までに行わなければならない。

3 報告公表システムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事由により、第 1 項の報告が行えない場合には、所定の方法により報告しなければならない。

(売買の報告)

第 11 条 認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第 7 条第 2 項各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、売買を成立させた日の翌営業日の午前 8 時 30 分までに行わなければならない。
- 3 前条第 3 項の規定は、前 2 項の規定による売買の報告について準用する。
- 4 認可会員は、認可業務により成立させた取引所外売買について、銘柄別の売買数量その他本協会が必要と認める事項を月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本協会に報告しなければならない。

(売買等の報告の訂正又は取消し)

第 12 条 認可会員は、第 10 条第 1 項の規定に基づき行った申込みの報告及び前条第 1 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムを通じて、速やかに報告しなければならない。

- 2 第 10 条第 1 項の規定に基づき行った申込みの報告及び前条第 1 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であって、申込み又は売買が行われた日の翌営業日の午前 8 時 30 分後に当該訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムに代えて、所定の方法により報告しなければならない。
- 3 認可会員は、第 10 条第 3 項 (前条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき行った報告又は取消しを行おうとする場合には、所定の方法により速やかに報告しなければならない。
- 4 認可会員は、報告公表システムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事由により、第 1 項に規定する報告が行えない場合には、所定の方法により速やかに報告しなければならない。

(認可会員以外の会員の報告の取扱い)

第 13 条 認可会員以外の会員は、認可会員が行う認可業務により申込み又は取引所外売買を行った場合には、第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する報告を行わないものとする。

(売買価格等の公表等)

第 14 条 本協会は、認可会員から第 10 条第 1 項の報告又は第 12 条第 1 項に規定する報告のうち申込みに係るものを受けた場合には、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく認可会員に通知する。

- 1 銘柄名
 - 2 申込みに係る売り又は買いの別
 - 3 申込みに係る価格のうち、第 10 条第 1 項第 3 号イ又はロに規定するもの
 - 4 申込みに係る数量のうち、第 10 条第 1 項第 4 号に規定するもの
 - 5 その他本協会が必要と認める事項
- 2 本協会は、認可会員から第 11 条第 1 項の報告又は第 12 条第 1 項に規定する報告のうち売買に係るものを受けた場合には、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく認可会員に通知する。
- 1 銘柄名
 - 2 売買価格
 - 3 売買数量
 - 4 売買成立日時
 - 5 その他本協会が必要と認める事項
- 3 本協会は、第 10 条第 1 項の報告及び第 12 条に規定する報告のうち申込みに係るものに基づき、上場株券等の銘柄別の申込みに係る価格及び数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。
- 4 本協会は、第 11 条第 1 項の報告及び第 12 条に規定する報告のうち売買に係るものに基づき、上場株券等の種類毎の売買数量、銘柄別の売買価格及び売買数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、

公表する。

(報告公表システムの利用の届出)

第 15 条 認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、報告公表システムを通じて報告しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。

2 前項の届出を行った認可会員が当該届出の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。

3 認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、報告公表システムを通じて報告することを取り止める場合には、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。

第 16 条 削除

(報告公表システムの利用停止)

第 17 条 本協会は、投資者の保護及び報告公表システムの管理運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、認可会員による報告公表システムの利用を停止することができる。

第 3 節 認可業務による取引所外売買に係る売買価格等の閲覧

(認可業務による申込みに係る価格等の閲覧)

第 17 条の 2 認可会員は、認可業務により申込みを行った場合には、細則で定める方法により、申込み後 5 分以内に、次の各号に掲げる事項を閲覧することができる状態に置かななければならない。

1 銘柄名

2 申込みに係る売り又は買いの別

3 申込みに係る価格

4 申込みに係る数量

5 申込みの時刻

6 その他本協会が必要と認める事項

2 認可会員は、前項の状態に置いた申込みに係る同項各号に掲げる事項について、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

3 認可会員は、申込みに係る第 1 項各号に掲げる事項について、他の認可会員との間での比較が可能な形で、前 2 項の規定による措置をとることとする。

4 認可会員は、本協会がやむを得ないと認める事由として細則で定める事由により、申込みに係る第 1 項各号に掲げる事項について、前 3 項の規定による措置をとることができない場合には、当該事由の消滅後速やかに、当該措置をとらなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、この条の規定による措置に関し、認可会員が遵守しなければならない事項は、本協会が別に定める。

(認可業務による売買価格等の閲覧)

第 17 条の 3 認可会員は、認可業務により売買を成立させた場合には、細則で定める方法により、売買成立後 5 分以内に、次の各号に掲げる事項を閲覧することができる状態に置かななければならない。

1 銘柄名

2 売買価格

3 売買数量

4 売買成立日時

5 その他本協会が必要と認める事項

2 前条（第1項を除く。）の規定は、前項に規定する認可会員が認可業務により売買を成立させた場合について準用する。

（参加会員への通知）

第17条の4 認可会員は、認可業務による取引所外売買に係る第17条の2第1項各号及び前条第1項各号に掲げる事項を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならない。

第 5 章 雑 則

（顧客への説明）

第18条 協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受ける場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を当該顧客に対して説明しなければならない。

1 私設取引システムにおいて行う空売りの注文を受ける場合

- イ 受渡決済に関する条件
- ロ 空売りの取引に係る取扱い（細則で定める事項に限る。）
- ハ その他協会員が必要と認める事項

2 前号に掲げる場合以外の場合

- イ 受渡決済に関する条件
- ロ その他協会員が必要と認める事項

（取引所外売買担当者の届出）

第19条 協会員は、取引所外売買に関する担当責任者1名以上を定め、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。

付 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

付 則（平11. 9. 24）

この改正は、平成11年10月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第4号及び第5号を改正。
- (2) 付則（平10. 11. 18）2を削る。

付 則（平12. 4. 25）

この改正は、平成12年4月27日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第1号を改正。

付 則（平12. 11. 27）

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第14条第1項を改正。

付 則 (平12. 12. 20)

この改正は、平成12年12月22日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第2条第1号を改正。

付 則 (平13. 3. 14)

この改正は、平成13年3月22日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第2条第1号を改正。

付 則 (平13. 3. 30)

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第18条を新設。

付 則 (平13. 9. 28)

この改正は、平成13年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第18条第2項を削る。

付 則 (平14. 3. 26)

- 1 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）
附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債は、新株予約権
及び新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条ノ13第1項の規定に基
づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第2条第1号を改正。

付 則 (平16. 11. 26)

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第1条、第3条から第8条まで、第9条第1項、第14条柱書、第15条柱書及び第16条から第18条までを改正。

付 則 (平16. 11. 29)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
(1) 第5条第1項第2号及び第3号を改正。
(2) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。

付 則 (平17. 3. 15)

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第4号から第8号を削る。
- (2) 第4条第3項及び第5条から第7条を削る。
- (3) 第8条を改正し、第5条に繰り上げ、第9条を第6条に繰り上げる。
- (4) 第10条第1項を改正し第7条第2項に改め、第1項を新設。
- (5) 第11条及び第12条を改正し、それぞれ第8条及び第9条に繰り上げる。
- (6) 第13条第1項及び第2項を改正し、第10条第2項及び第3項に改め、第1項を新設。
- (7) 第14条及び第15条を削る。
- (8) 第6章を第5章に繰り上げる。
- (9) 第11条を新設し、第16条第1項を削り、第2項を第12条に改める。
- (10) 第17条及び第18条を削る。

付 則 (平17. 11. 15)

この改正は、平成17年11月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1号を改正。

付 則 (平18. 3. 14)

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第3項を新設。
- (2) 第6条第3項を新設。

付 則 (平18. 4. 18)

1 この改正は、平成18年5月1日から施行する。

2 施行日前において、旧商法の規定により発行された新株引受権証券については、会社法の規定により発行された新株予約権証券とみなす。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1項第1号を改正。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4章に第1節及び第2節を新設。
- (2) 第1条を改正。
- (3) 第2条第1項第1号及び第2号を改正し第4号から第7号を新設。
- (4) 第3条、第4条第1項及び第3項、第5条、第6条第1項第1号を改正。
- (5) 第7条第1項、第2項を改正し、第3項を新設。

- (6) 第8条を削る。
- (7) 第9条第1項を改正し、第8条に繰り上げ、第2項及び第3項を新設。
- (8) 第10条を第9条に繰り上げる。
- (9) 第10条から第17条を新設。
- (10) 旧第11条を改正し、第18条に繰り下げる。
- (11) 旧第12条を改正し、第19条に繰り下げる。

付 則 (平20. 4. 15)

この改正は、平成20年5月7日から施行する。ただし、第7条から第9条までの改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第1項及び第2項、第8条第1項を改正、第2項を新設し、旧第2項、第3項を削る。
- (2) 第9条、第10条第2項及び第4項、第11条第1項及び第2項、第12条第1項、第3項及び第4項、第14条第1項及び第2項、第18条を改正。
- (3) 「本協会が別に定める日」は平成20年11月4日。

付 則 (平21. 11. 17)

この改正は、平成21年12月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第3項第2号を改正。
- (2) 第8条第2項第2号を改正。

付 則 (平22. 7. 20)

この改正は、平成22年7月20日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第8号及び第9号を新設。
- (2) 第6条の2を新設。
- (3) 第18条第1項を改正し、第1号及び第2号を新設。

付 則 (平25. 10. 15)

- 1 この改正は、平成25年11月5日から施行する。
- 2 この改正の施行の日前に行われた空売りに係る改正前の第6条の2及び第18条の規定の適用については、なお従前の例による。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第5号及び第9号を改正。
- (2) 第6条の2見出しを改正し、同条第1項を削り、同条第2項を改正し、同条第2項を同条第1項に繰り上げ、同条第2項を新設し、同条第3項を削り、同条第4項を改正し、同条第4項を同条第3項に繰り上げ、同条第5項を削る。
- (3) 第10条第1項及び第3項を改正。
- (4) 第11条第1項、第3項及び第4項を改正。
- (5) 第13条を改正。
- (6) 第18条第1号を改正。

付 則 (平26. 7. 15)

この改正は、平成28年9月5日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第4号を改正し、同条第7号を削り、同条第8号及び第9号を同条第7号及び第8号に繰り上げる。
- (2) 第4章の章名及び同章第1節の節名を改正。
- (3) 第7条第1項各号列記以外の部分及び同項第3号並びに同条第2項各号列記以外の部分及び同項第2号を改正。
- (4) 第8条第2項を改正
- (5) 第9条第3項を改正し、同項を同条第4項に繰り下げ、同条第3項を新設。
- (6) 第4章第2節の節名を改正。
- (7) 第10条第1項を改正し、同項第1号から第5号までを新設し、同条第2項を改正し、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項を改正し、同条第6項を同条第3項に繰り上げる。
- (8) 第11条第1項から第3項までを改正。
- (9) 第12条第1項から第4項までを改正。
- (10) 第14条見出し、同条第1項各号列記以外の部分並びに同項第3号及び第4号を改正し、同条第2項を改正し、同条第3項及び第4項を削り、同条第3項及び第4項を新設。
- (11) 第15条見出し、同条第1項及び第3項を改正。
- (12) 第16条を削除。
- (13) 第17条見出し及び同条を改正。
- (14) 第4章第3節の節名、第17条の2及び第17条の3を新設。
- (15) 平成19年9月18日改正付則第2項を削り、同改正付則第1項を同改正付則に改正。

付 則 (平26. 11. 18)

この改正は、平成26年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1号を改正。

付 則 (平30. 4. 17)

この改正は、平成30年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第5号を改正し、同条第9号を新設。
- (2) 第4条第4項を新設。
- (3) 旧第6条を第6条の5に繰り下げ、同条見出し及び第1項本文を改正し、同項第1号を削り、同項第2号から第4号を第1号から第3号に繰り上げる。
- (4) 旧第6条の2を第6条の6に繰り下げ、同条第2項を改正。
- (5) 第6条から第6条の4を新設。
- (6) 第17条の4を新設。

付 則 (平31. 3. 19)

この改正は、株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日から施行する。ただし、第4条の改正は、平成31年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条第2項を改正し、同項第1号から第4号までを新設。

なお、次の改正条項は、株式等の決済機関の短縮化（T+2化）の実施日を施行日としているため、反映していない。

- (1) 第2条第10号から13号を新設
- (2) 第6条の6第3項を削る。
- (3) 第6条の7から第6条の9を新設
- (4) 第7条第2項第9号を同項第11号とし、同項第9号及び第10号を新設。
- (5) 第11条第3項及び第4項を改正し、1項ずつ繰り下げ第4項及び第5項とし、同条第2項を新設。